

【農林水産省通達】自動はかり実態調査開始について（10月～12月）

このたび農林水産省から重要な連絡（周知徹底依頼）がございました。

組合員の皆様におかれては内容をご確認頂き、ご準備のほど、
よろしくお願いいたします。

<趣旨>

本年10月1日に「計量法」が改正され、「自動はかり」も特定計量機として「計量法」の対象となりました。

その関係で、全国に設置されている「自動はかり」について、実態調査の為、各事業所に対して調査が行われることになったとのことです。

ついては、対象となる「自動はかり」を設備されている事業者におかれては、これからおこなわれる調査に協力を頂きたいとの趣旨です。

◎調査の対象・・・

各業界団体を通じ、計量行政室から自動はかり実態調査実施の連絡を受けた全ての事業者

○調査実施期間

出期限日：平成29年12月8日（金曜日）

その他詳細な内容は添付の書類をご確認ください

重ねてのご注意

今回は「自動はかり」に関する調査の依頼ですが、「計量法」の改正により現在使用している、挽売り店で使用している様な「簡易はかり」についても、ただしい検査機関での検定に合格した「はかり」以外を使用していると摘発される危険性が高まってきているようです。

組合員の皆様におかれて、もしこうした「はかり」を使用している場合は、必ずしかるべき検定を受けられるよう、徹底をお願いします。

自動はかり実態調査開始について（10月～12月）

標記の件につきまして、経産省より調査の周知依頼がまいりましたのでお知らせします。本年10月1日に施行された「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令」において、「自動はかり」が計量法における特定計量器に追加された関係で、「自動はかり」を取引又は証明に使用する場合は中長期（5～10年）先に検定の受検が必要となります。

今回、9・10月に実施した業界団体向け計量制度見直し説明会に続きまして、自動はかりの検定実施体制を全国的に構築するために、全国に存在する自動はかりの器種別の設置状況、使用状況、及び検定実施に向けた課題等について把握することを目的として自動はかり実態調査（アンケート調査）を実施いたします。

（※調査実施につきましては、9・10月に開催した計量制度見直し説明会においても御案内させていただいております。）

つきましては、自動はかり実態調査実施に関する周知を会員企業様等に対して行っていただきますよう御協力の程、お願い申し上げます。

（※自動はかりを所持していない場合であっても回答する項目がございます。）

（※周知の際は別添の資料2種の御送付をお願いいたします。）

○アンケート対象者

各業界団体を通じ、計量行政室から自動はかり実態調査実施の連絡を受けた全ての事業者

○調査実施期間

提出期限日：平成29年12月8日（金曜日）

○回答方法

下記調査用ウェブサイトの指示に従い、回答を行う形式

https://rsch.jp/eqt4/?2017_keiryuu

パスワード：2017keiryuu

（※パスワードを入力した先のページより、実施要領・よくある質問等がダウンロードでき

ます。)

○調査事務局・問合せ

調査実施については株式会社三菱総合研究所に委託しております。

調査実施に関しては下記の調査事務局にお問合せいただくほか、加盟企業等に対しても下記の調査事務局までお問合せいただくよう御案内をお願いいたします。

株式会社三菱総合研究所 自動はかり実態調査事務局

E-mail: keiryousurvey@ml.mri.co.jp

電話：0120-315-166（電話受付は平日 10 時-17 時まで）

※経済産業省ウェブサイトにも以下のとおり掲載しております。

・【アンケート調査】自動はかり実態調査に御協力をお願いします（経済産業省ウェブサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/001_jidouhakari_chousa.html

<参考資料>

・計量制度見直し（経済産業省ウェブサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryou_minaoshi.html

よろしく願いいたします。

平成 29 年 10 月

関係事業者各位

経済産業省産業技術環境局計量行政室

計量法における自動はかりの検定の実施に向けた
「自動はかり実態調査」への回答依頼について（協力依頼）

平素より、計量行政の諸施策に対し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

計量法（平成 4 年法律第 51 号）においては、取引や証明に用いる単位や計量器などについて定めており、適正かつ合理的な計量制度の確立によって、我が国の経済の発展や、国民生活の安定・消費者利益の保護を含めた文化の向上に寄与しています。

今般、計量制度の見直しに向けて政省令改正を行うこととし、平成 29 年 6 月に「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令」が閣議決定され、10 月 1 日に施行されました。特定計量器である質量計に「自動はかり」が追加されたことにより、平成 31 年 4 月より順次、取引又は証明に使用される自動はかり（ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール）が検定の対象となります。

これらの検定を実施するにあたり、その検定の実施体制を全国的に構築するためには、全国に存在する自動はかりの設置状況や使用状況の最新の実態を把握する必要があります。

つきましては、全国に設置されている自動はかりの器種別の設置状況、使用状況、及び検定実施に向けた課題等について把握することを目的として、自動はかり実態調査を実施することといたしましたので、各事業者の皆様におかれましては、本調査に御回答いただけますよう、御協力をお願いいたします。

本調査は、全国の事業者を対象とし、当省から業務委託を受けた株式会社三菱総合研究所が実施いたします。御回答いただいた内容は、計量行政に関係する機関（国立研究開発法人産業技術総合研究所・各都道府県・特定市等）に共有させていただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、公表する際には、統計的に処理し、個別機関が特定される形で一般公開されることは一切ございません。また、本調査に御回答いただく事業者様には、今後、自動はかりの検定に係る関連資料の公表に関する最新情報のお知らせ等を予定しています。

つきましては、貴社におかれましても本件依頼の趣旨を御理解いただき、本調査に御回答いただき、我が国の計量行政の更なる推進に向け御協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々の御発展を心よりお祈り申し上げます。

以 上

「自動はかり」の検定がはじまります！

- ✓ この度の計量制度見直しにより、平成31年4月より順次、取引又は証明に使用される自動はかりを検定の対象とすることとなりました。
- ✓ 検定システムを構築するには、これらの「自動はかり」の全国的な設置状況の実態を把握し、検定に必要なリソースを検討するため、**全国に存在する自動はかりの数や種類などの最新の実態を把握する必要があります。**

自動はかりの主な器種

ホッパースケール



各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定量）に達するとホッパーから下流へ排出。

【主な計量対象】
・穀物類、配合飼料等（大容量が中心）

充填用自動はかり



各種原料および製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充てん（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）。

【主な計量対象】
・食品、粉体、飼料、薬品等（小容量中心）

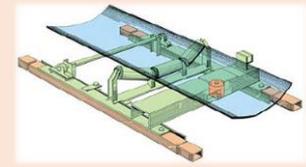
自動捕捉式はかり (キャッチウエイヤ)



各種箱物、袋物、缶などの包装形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入の選別する機能も備えているタイプもある。

【主な計量対象】
・加工食品、飲料、薬品等

コンベヤスケール



ベルトコンベヤで連続輸送される原料および製品の受け渡しの際に計量。

【主な計量対象】
・鉱物類、穀物類、飼料等

※今回、検定の対象となる「自動はかり」とは、物質の質量を計量する際に、「操作者がいない＝自動で」計量可能なはかりのことを指します。

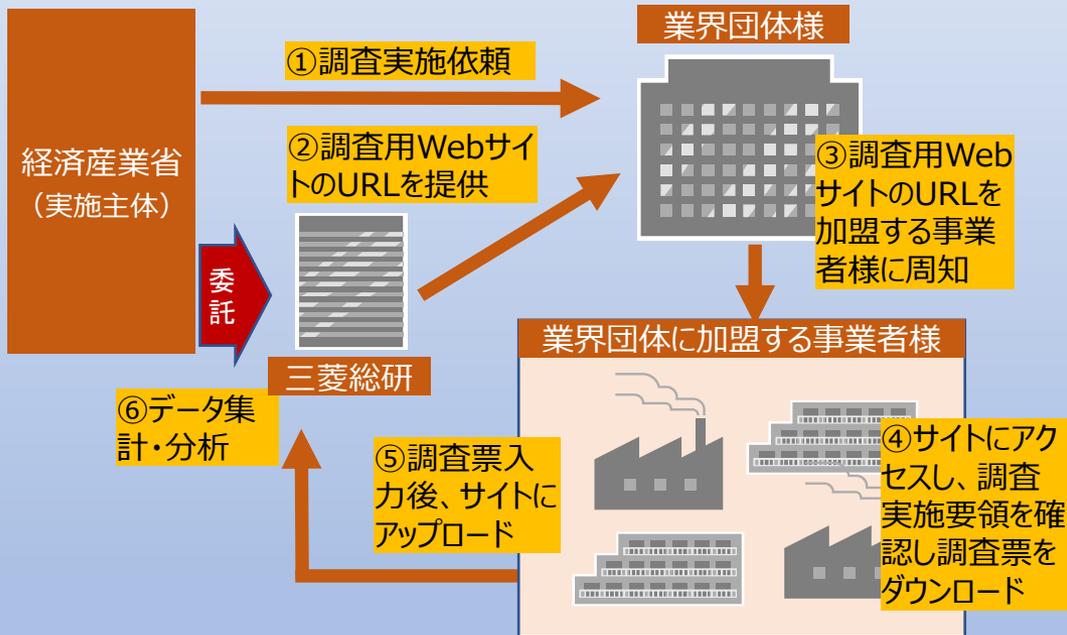
- ✓ そこで、**全国に存在する自動はかりの器種別台数・使用状況等を把握することを目的とし、全国の事業者様を対象として、「自動はかり実態調査」を実施**することとなりました。
- ✓ 実施枠組みは次のページをご覧ください。

自動はかり実態調査を実施いたします！

調査用Webサイト：https://rsch.jp/eqt4/?2017_keiryou パスワード：2017keiryou

※経済産業省計量行政ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryou_minaoshi.html）からアクセス可能です

本調査は、経済産業省より委託を受けた株式会社三菱総合研究所が実施します。調査はインターネットを活用して行い（経済産業省ホームページからアクセスできます）、実施枠組みは以下のとおりです。



調査の流れ

① 経済産業省から、全国の自動はかりを使用していると考えられる産業の業界団体様に、調査実施依頼をいたします。

② その際に、調査用に構築したWebサイトのURLを提供します。サイトには調査の趣旨やFAQ等も記載しています。

③ 業界団体様は、加盟する事業者様に対し、調査実施とWebサイトのURLを周知し、調査へのご協力を依頼してください。

④ 加盟する事業者様は、調査用サイトにアクセスし、調査実施要領を確認の上、調査票をダウンロードしてください。

⑤ 事業者様は、調査票に必要事項を入力後、ファイルを調査用サイトにアップロードしてください。これで調査は終了です。

⑥ ご提出いただいたデータは三菱総合研究所が集計・分析し、報告書として取りまとめます。

調査票はエクセル形式の電子調査票です。自動はかりを保有していない事業者様は、Webサイトにアクセスし、保有していない旨と事業社名等を回答していただきます（調査票への入力不要）。

ご多用中に恐縮ではございますが、何卒ご協力のほどお願いいたします。

【お問合せ先】

株式会社三菱総合研究所 自動はかり実態調査事務局

連絡先：E-mail: keiryou-survey@ml.mri.co.jp 電話：0120-315-166（電話受付は平日10時-17時まで）